

# 遊漁規則変更認可申請書

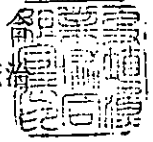
令和4年11月1日

長野県知事 阿部 守一 様

千曲市上山田温泉2丁目11-3

更埴漁業協同組

代表理事組合長 水澤憲祐



平成30年9月6日付長野県指令30園畜第672号で認可のあった内共1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

## 遊漁規則変更理由書

### 1 遊漁料の額及び納付の方法（第7条）

当組合では、年々減少する漁獲量や遊漁者に対し、ニジマスの放流事業等で対応を行っていますが、令和元年の台風19号による被災、新型コロナウイルス感染症の影響により更に減少しております。また、組合では遊漁者の負担を考慮し、平成26年度より遊漁券（年券）の値上げを行わずに据え置いてきましたが、放流漁等の経費は上がっております。このため、遊漁券（年券）を600円値上げし、6,000円へ値上げを行いたい。

【積算根拠】

1 負担増額

(1)ニジマス単価（税込）

令和2年度から令和4年度平均 1,118 円

－平成24年度から平成26年度平均 940 円＝178 円の増額

(2)負担増額

放流希望量 900 kg×178 円＝160,200 円の増額

2 遊漁券購入者1人当たりの負担増額

年度券購入者数の3か年平均

(令和元年度 310 人＋令和2年度 222 人＋令和3年度 161 人)÷3＝231 人

1人当たり 160,200 円÷231＝693 円の負担増額

3 組合員の負担額（賦課金+行使料等）

(令和元年 5,380 円＋令和2年 5,370 円＋令和3年 5,316 円)÷3＝5,356 円

遊漁規則一部変更新旧対照表

改 正 案		現 行	
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 (略)		(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 (略)	
(1) 竿釣による遊漁の場合		(1) 竿釣による遊漁の場合	
魚 種	承 認 期 間	魚 種	承 認 期 間
あ ゆ	(略)	あ ゆ	(略)
	(略)		(略)
あゆ以外の魚種	(略)	あゆ以外の魚種	(略)
(1年にあつては置き針を含む)	(略)	(1年にあつては置き針を含む)	(略)
2 (略)	6,000円	2 (略)	5,400円
<p>附 則</p> <p>この規則の変更は、令和 年 月 日(行政庁認可の日)から施行する。</p> <p>ただし、第7条第1項は、令和5年4月1日より実施する。</p>			